

8-9
11.19-3
昭和二十七年九月

第二回婦人の職業意識をたかめる
運動・婦人少年室のための実施手引

労仿省 婦人少年局

第二回 婦人の職業意識を
たかめる運動
婦人少年室のための実施手引

目次

一、運動をすすめる趣旨	二
二、運動の目標・対象・期間・協力機関	二
三、運動をすすめる方法	二
四、資料の使用方法	四
五、手引をゆく婦人の職業観について	四

一、運動をすすめる趣旨

今回の婦人の職業意識を高める運動実施の趣旨については、昨年度のものと全く同じであります。

二、運動の目標、運動の対象、期間、協力機関

目標及び対象はいずれも前同に同じであります。なせ昨年度と同じにしたかについては、昭和二十六年に実施された婦人の職業意識を高める運動実施報告にこの運動を更に続けて行うことの要望が多かつたからであります。

運動実施期間は、昭和二十七年十一月より翌年二月迄四ヶ月間としました。昨年度より一ヶ月間早くしたのは、地方婦人少年室からの要望があつたからです。

協力をねがう機関は昨年度と同じであります。

三、運動をすすめる方法

運動方法は、昨年度は形式を別に定めず各府県において自由に実施するようにはしましたが、今年度は一応次の七つの形式で行うようにしました。けれども地方によつてはこの形式にそいがる場合もあると思ひますので地方事情を勘案して実施があげられるよう御配慮願ひます。

(1) 婦人職業問題研究会議について

地方婦人少年室主催の婦人職業問題研究会議はヤー・オ四ダルールを分れて、参加者は各々オハクルール教育委員、教師、オニダルール父兄、オミタルール使用者、オ四タルールその他となつています。オ四タルールの其の他とは勞働組合等適当にクルールをつくりまします。

婦人職業の問題研究の会議は地方における問題をとりあげてその同一問題を各クルールがそれぞれ研究しあひます。そして夫々の立場で結論を出します。問題は婦人の職業問題中種々の問題、職業意識の問題等最もとりあげたいと思ふものになります。それぞれがクルールが持つた問題をとりあげることも考えられますが、できうるかぎりヤー・オ四ダルールの問題は同じ方がよく、更に結論として

各々まとめたものを把握する事が要訣であります。

(2) 婦人職業問題研究公開発表一般討論について

坂にのべた(1)婦人職業問題研究会議の一般討論において、一つの研究の結果をそれらのクルーの代表者に発表してもらいます。この会には学校の生徒一般のくに全部来てもらって、そこから受向を出してもらい、更に討論してもらいます。こゝで問題がはつきりと出されましょう。

(3) 婦人の労働管理研究会議について

オミの婦人の労働管理研究会議は、使用者が、婦人の特性を理解し、婦人に適した労働管理をするしかた、またいかにしたら婦人の能率をたかめることができるかについての研究会議をとりすゝめます。

(4) 婦人の能力をいかにするための職場指導研究会議について

どういうふうにしたら職場に婦人の能力をいかにすることが出来るか、その職場指導としてはどのようなことがどのようなにされるべきか技術指導のしかた、人事問題の扱い方といった事を中心に会議をすゝめます。

(5) 婦人の技能コンクールについて

技能コンクールでは、その地方にある職業についての技能（珠算、縫製、速記、タイ字、騰字筆耕、包装等）のコンクールを競争事業場が集つて、審査員などを決めて評し合うようにすゝめます。

(6) 役付または技能婦人の公開座談会

責任者、役付等の立場にある婦人また専門的技術を身につけた婦人の参集をはかり、仕事の苦心談や、どうして仕事を続けたか、婦人の労働を対して自分達はどうか思つたか、等について、一般の（特に学生生徒）傍聴をもとめて将来の職業につく人のための参考に供します。

(7) その他の研究会、懇談会、職場視察については昨年度と同じであります。

以上これらの事は(1)からのみで全部必ず実施しなければならぬという事ではなく、地方の実状に依りて実施可能の範囲で実施します。

四、資料の使用方式

(1) 本省道府の資料について
フリーレット 有能な職業人になりましよう(改版増刷)

昨年受リーフレットN〇 28の「有能な職業人になりましよう」を改版増刷したものです。就中、2項の現在婦人はあらゆる職場に進出していきますの境を一九五〇年(昭和二十五年)国勢調査に基いて改めしました。使用方式は昨年度に同じです。

〇パンフレット 婦人を雇う使用者のために(改版増刷)

昨年度パンフレット「婦人を雇う使用者のために」を改版増刷したもので例語が改版されています。即ち昨年度職業意識を高める運動実施状況報告にもとづいて、とりあげた例語を挿入しています。使用方式は昨年度に同じです。

〇幻燈 婦人の職業案内(宇泉探巻二四コマ)

婦人の職業や労働についての理解をふかめるために最近の資料に基づき、現在日本の職業婦人の進出状況、代表的な婦人職業の紹介、及び有能な職業人になるための過程、その他職業関係官公庁機関の役割等について述べています。

新規卒業生のためにはもとより、対象者一般について本運動関係の各会台において配布し利用できます。

〇その他の資料

ノ、冊子行く婦人の職業展

職業金は東京において実施するだけで地方では実施しません。参考までに述べますと、本展覧

全は本運動の一環行手として行うものであつて目的は(一)婦人の職業と勞働についての理解をふかめる。(二)婦人の能力をいかす施設をすすめる。(三)婦人の職業技術の向上をうながす。以上の三つの目的にとついて左のような出張内容と視覚的にとりまとめたものです。(十一月四日から十一月まで新潟三越において開催)なお、この内容はのちほどパンフレットにとりまとめる予定です。なお展覧会資料を地方で使用する希望があれば、本省にお申出ください。但し運搬その他経費については、本省では組むでありませんからお合が下さい。

2 婦人雇用の現状

概 要

婦人雇用の現状はなり別送付します。

なお、その他については昨年度送付した「昭和二十六年十一月発行、婦人の職業意識をたかめる運動地方職員室のための実施手引、所管婦人少年局長」を参照します。即ち今までに「第一回婦人の職業意識をたかめる運動」のための手引内容から運動の趣旨と目標を抄すいしておきます。

一 運動をすすめる趣旨

最近の雇用指数は、急上昇をみせてはいますが、就職は男女とも依然困難な状態をつづけています。雇用機会が促進されるためには先づ日本の産業の進展および勞働力の需要が増大されることが根本ですが、また、一面、適切な職業指導や輔導をゆきわたらせることによつて就職を円滑にしていけることが大切です。

ところが婦人の就職については、表面的にみれば婦人の就職は男子にくらべて容易であるようにみえますが、その実婦人については、一般に男子にくらべて個人の能力をいかした就職が余り行われていない現状です。そしてそれであるにもかかわらず、婦人の職業指導や輔導については、從來、とくく実を入れて考えることがおぼろげにされがらでした。それというのは、婦人の雇用に特有な考えのたゞ向顧

があり、このようなことが影響を与えてゐると思われます。

第一、極く一般的にいつても、婦人の雇用は慣習的に制限されている傾向があります。また、婦人は拍角採用されても、長く仕事に感づかなかつたり、従つて雇用の対象になりやすく、事業場によつては、新規採用のみだが、婦人には全くふさがれるということさえ行われがちです。婦人の転職がせめられるとか、婦人が雇用の対象になりやすいとか、或は、婦人の雇用がきつめられるということについて、婦人の勤務成績が男子よりも劣るとか、仕事に對して、責任感がとまぬれないとか、或は職業意識が弱いからであるとか、さまざまの観念から批評がむけられています。これらのことも結局は、婦人が家庭に入るといふことのために、婦人の働くことや、そこから出る負担や困難に對して、働く婦人はかりでなく、労働者も、雇用者も、家庭も、学校も、社会も一般に理解や認識が不徹底なさうにある。また、職業に對する必要な指導や援助にも欠けていたため、婦人の能力や能力の向上をさまたげる結果となつてしまつたのです。

このようなどころへ十年の三回には、高等学校、中学校等の学校を卒業する多数の婦人が職場に進出し、かうしてあります。いうまでもないことです。これらの新規卒業生は、將來産業にならう中堅労働者となるものとびとです。これからの日本は経済的にもひとり立ちしていかなければならぬとき、労働者のひとりひとりの果す役割は多大ですが、その前にたつて、これらの新しく独立するひとびとが、よりよい職業指導や輔導のもとに、それそれ自分に適した仕事につき、職業に適応して働くことが出来るならば、これは働く婦人ひとりひとりの幸福になるばかりでなく、日本の産業の進展にも、大きな貢献をすることになります。

そこで、私たちは、このような観点から婦人に適した雇用を促進し、能力をたかめるために、婦人の就職にともなう困難の中から、特に重要とされる三つの目標をとり出して、これからの就職しようとする女子学生や婦人達、これをうけ入れようとする労働者、雇用者、職業指導にあずかる学校の先生、

下、A 婦人団体、職業安定機関等の協力を得て、婦人の職業を向上させるための特別な運動を行いたいと思ひます。

二、運動の自覚

一、婦人の職業や労働についての理解をふかめる

今がいよいよ、婦人が職業につくことは、不平等生活としが考えられておられない。このため婦人が働くことに対してはとかく蔑視するさういふがなくなりました。今日では、こうしたあやまつた社会観は、次第になくされてきてはおりますが、いまだに家庭や社会の片隅に残つてゐるために働く婦人自らもその影響をうけて、自分の労働に対して、深く根をおろしては考ええてみず、労使関係に対する理解などにも懸念を感じてゐるところから、組織活動についても弱められてゐる傾向にあります。それにもかゝらず、婦人が働くことに關しては、婦人の特性と労働との関係に於て様々な問題があります。そこで何能き職業人として社会に貢献していくためには、先づ婦人自身が、従来の一時的労働の觀念をすて、職業に責任をもち、仕事に關係のある知識を深め職業生活に適応するようになえす努力をしていかなければなりません。また、学校や職業場、家庭なども、婦人の職業や労働を蔑視する考え方を一掃して、そこからあつた問題についての理解をふかめ、これを側面から援助し、輔導していくことが肝要です。

二、婦人の能力をいかす聴取をすすめる

婦人の聴取にはどうかやゝ特異にもとずいて局限的になら考えられてゐない傾向にあります。けれども、個人の向の差は非常に大きく、聴取を介したり、仕事の体制をととのえたりすれば、案外な面で婦人の能力を活用する面が現出されるものです。

また婦人は、深く考えないで仕事を進ぶかわりに、簡単に仕事をかえるといわれています。軽率な、職業選択が労働移動を助長し、能率低下の原因をかもすことが少なくありません。これは本人や家族の不韙であるばかりでなく、その属する産業や社会、団体にいつても大きな損失になることで、働く

婦人がそれだけの才能をいかし、自己の将来に就いて働くことができねば、就職前に行う職業指導が重視されるとも、労働組合や使用主の受け入れ体例についても、充分検討を加える必要があり
ます。

3. 婦人の職業技術の向上をうながす

高い専門的技術をもつたものや、職場での経験をかさねたものは、人事整理の場合でも、整理の対象になりにくいことは、最近の企業整備のときに行われた人事整理の結果に於いても明かなことです。また、最近の公共職業安定所における求人求職状況から見ても、より高い技能や経験をもちたもの、方が求職の可能性も高まっています。婦人はとくに勤続がみじかく、一生の労働者でないものが多いところから、技術を身につけたり、経験をふかめることについては、一般に無理解のことが多いのです。

婦人の求職を促進して、その地位をたかめていくためには、就職前にも、その後にもできるかぎり、技術をたかめるための努力がなされなければなりません。このためには、高等学校や中学校で行う職業教育の内容なども検討されなければならぬでしょうし、労働組合や職場で行う技術向上に関する施設、その他、社会公共の職業教育施設などについて、検討がなされなければならぬでしょう。また公共職業安定所に対する関心をふかめることも大効です。

